

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
<p>堺西高等学校</p>	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが8件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1620 785"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額 (総額)</th> <th>件数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県</td> <td>令和5年10月5日 から同月7日まで</td> <td>(注) 4,200円</td> <td>2</td> <td>令和6年4月15日</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>令和5年10月24日 から同月27日まで</td> <td>(注) 13,900円</td> <td>6</td> <td>令和6年4月15日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 旅費支給額は自宅から関西空港までの往復交通費 関西空港から目的地までの往復の旅費は別途支出</p>	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	沖縄県	令和5年10月5日 から同月7日まで	(注) 4,200円	2	令和6年4月15日	沖縄県	令和5年10月24日 から同月27日まで	(注) 13,900円	6	令和6年4月15日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日													
沖縄県	令和5年10月5日 から同月7日まで	(注) 4,200円	2	令和6年4月15日													
沖縄県	令和5年10月24日 から同月27日まで	(注) 13,900円	6	令和6年4月15日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月6日）